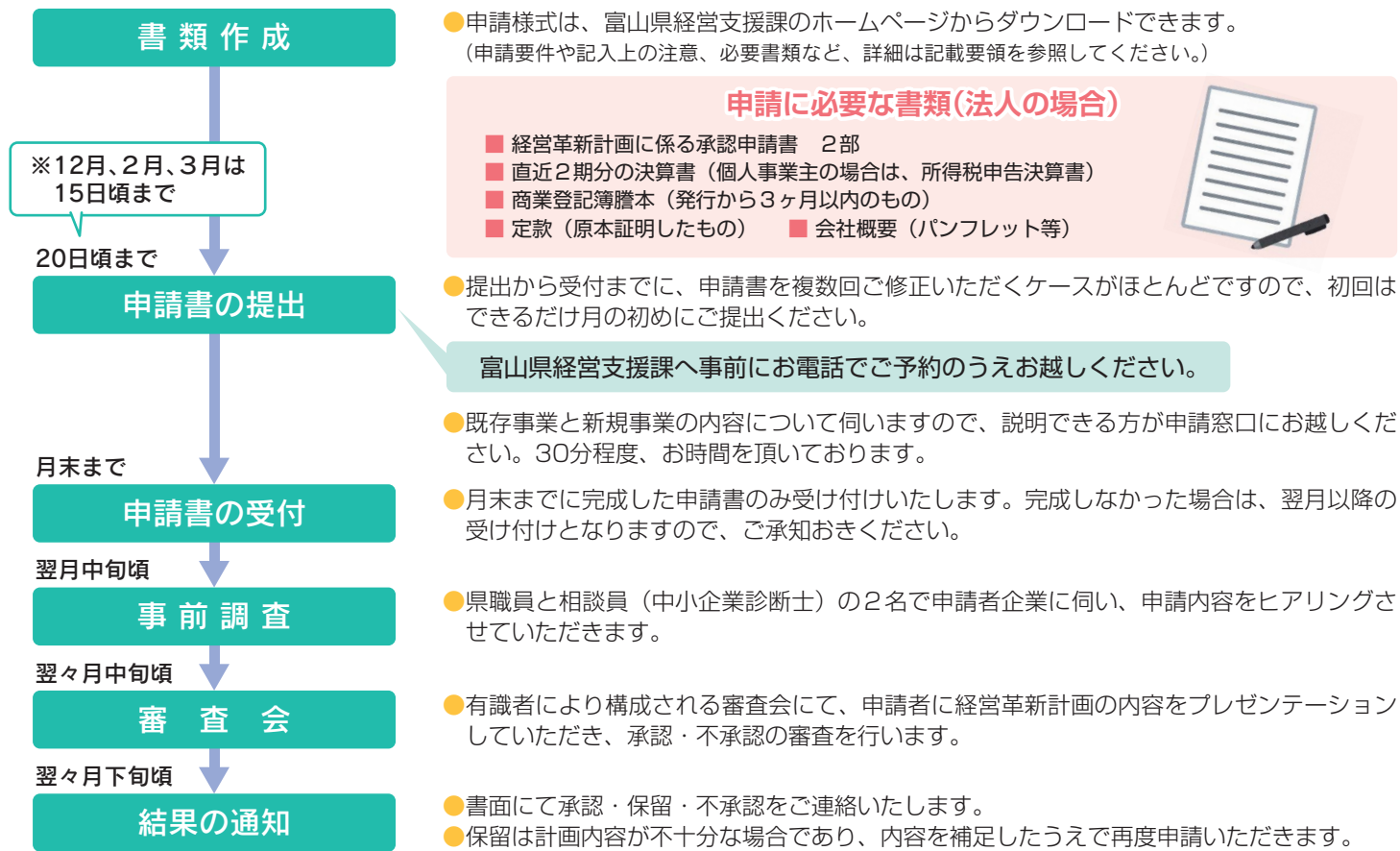


経営革新計画に係る承認申請の主な流れ

申請から承認まで概ね2か月の審査期間を要します。



よくある質問 (その他にご質問等ございましたら、以下の申請受付機関にご相談ください。)

Q1. 申請はいつまでにすれば良いのですか？

A1. 申請書は毎月20日頃まで(12月、2月及び3月は15日頃まで)に申請書を提出ください。修正が済み、完成した段階で受け付けとなります。月末までに受け付けた申請の結果は、翌月の事前調査、翌々月の審査会を経て、同月通知します。

Q2. 経営革新計画の承認により、「商品」や「サービス」が承認されたことになるのですか？

A2. 経営革新計画の承認は、企業が作成した新事業活動計画が経営力の強化を図る計画となっていることを県が承認するものであり、申請書に記載されている「商品」や「サービス」を承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対する商取引を、県が推奨するものでもありません。

経営革新計画の申請窓口

機関名	住所	TEL	FAX
富山県経営支援課	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3249	076-444-4402

富山県中小企業経営革新支援相談窓口

機関名	住所	TEL	FAX
公益財団法人富山県新世紀産業機構(富山県中小企業支援センター)	〒930-0866 富山市高田527(情報ビル内)	076-444-5605	076-444-5646
富山県商工会議所連合会(県下8商工会議所)	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3	076-423-2722	076-423-1114
富山県商工会連合会(県下12商工会)	〒930-0855 富山市赤江町1-7	076-441-2716	076-433-8031
富山県中小企業団体中央会	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3	076-424-3686	076-422-0835
富山県経営支援課	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3249	076-444-4402

経営革新計画の作成をお手伝いします。お気軽に相談窓口にご相談ください。

中小企業の皆様へ 経営革新のすすめ

自社の業績をアップしたい!



会社の将来を明るくしたい!



新しい事業にチャレンジしたい!



経営革新計画とは

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。経営革新計画は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業を応援する施策です。計画策定を通して、現状の課題や目標、目標達成への道筋が明確になるなどの効果が期待できます。

既存事業の強みを活かして新事業を計画しよう!

新商品・新サービス開発で経営向上を図りたい!



利用者の声

- 経営革新計画の策定において、いろいろな「気づき」があった。経営していくうえで、ターゲットを誰にするのか等、勉強することができ、今後の経営に活かしていきたい。
- 中長期目標の立案が可能になった。
- 社員のモチベーション向上につながった。



■ 経営革新計画の要件とは？

既存事業とは異なる「**新事業活動**」に取り組み、「**経営の相当程度の向上**」を達成する内容である必要があります。

Q 「新事業活動」とは何ですか？

A 以下の4つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

新事業活動の4分類

1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4. 役務の新たな提供の方式の導入
その他の新たな事業活動

個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。ただし、

- ①業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況
- ②地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

(基本方針 第2 経営革新1 (一))

Q 「経営の相当程度の向上」とはどのようなものですか？

A 計画終了時における以下の2つの指標が、計画期間に応じた目標伸び率を達成することをいいます。

①「**企業全体の付加価値額**」又は「**1人当たりの付加価値額**」の伸び率

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}、\text{一人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

②「**経常利益**」の伸び率

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用} \quad ※\text{経営革新計画では通常の会計原則とは異なり、営業外収益を含みません。}$$

計画期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

(注)「年率3%以上の伸び率」

(注)「年率1%以上の伸び率」

審査の
ポイント

新規性

- 事業内容（何を、誰に、どのように）が明確であるか。
- 現在の事業（商品、サービス、生産方式、販売方式等）とは異なる点が明確であるか。
- 新事業と類似の事業を行なっている他社との差別化や競争優位性が明確であるか。

実現性

- 売上や経費の積算根拠が具体的に説明できているか。
- 人・モノ・金等の経営資源は手当てされているか。

■ 承認された企業には、以下のような支援策が用意されています。

ご注意

- ・ 経営革新計画の承認は、各支援策の利用を保証するものではありません。ご利用にあたっては、承認とは別に、各支援策実施機関への申込み・審査等が必要となります。
- ・ 実施の有無、また内容は変更する場合がありますので、詳細は実施機関にお問い合わせください。

支援策の内容

■ 政府系金融機関による低利融資制度

金融機関名	融資対象	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	利率	備考
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業	設備資金 運転資金	〈新事業活動促進資金〉 7億2千万円 (うち長期運転資金2億5千万円)	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）	(株)日本政策金融公庫 富山支店中小企業事業 (TEL:076-442-2483) にお問い合わせください。	各金融機関の審査があります。 〔貸付期間、資金用途、担保条件等によって、利率は異なります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。〕
		〈新事業育成資金〉※ 6億円	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）		
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業	設備資金 運転資金	〈新事業活動促進資金〉 7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）	(株)日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業 (TEL:076-431-1191) 又は 高岡支店国民生活事業 (TEL:0766-25-1171) にお問い合わせください。	
(株)商工組合中央金庫	詳細は	(株)商工組合中央金庫 富山支店 (TEL:076-444-5121) 高岡支店 (TEL:0766-25-5431)	にお問い合わせください。		

※新事業育成資金は、公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者が対象となります。

支援策の内容

連絡先

■ 富山県中小企業融資制度「新事業展開支援資金（経営革新枠）」

- ・ 融資限度額 1億円（うち運転資金1,500万円）
- ・ 償還期間 設備資金：10年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）
- ・ 融資利率 年1.30%以内（平成31年4月1日現在）
※利率は経済情勢により見直す場合があります。

富山県商工労働部経営支援課
金融係
TEL：076-444-3248

■ 信用保証の特例

承認された計画に従って行う事業に必要な資金の融資にかかる信用保証について特例措置を講じます。（1）普通保証等の別枠設定 （2）新事業開拓保証の限度額引き上げ

富山県信用保証協会
TEL：076-423-3171

■ 高度化融資制度

中小企業者の組合が承認された計画に従って工場の集団化や施設の共同化等を行う場合や、計画の承認を受けたグループが共同で経営革新事業を行う場合に高度化融資の対象となります。

富山県商工労働部経営支援課
地域産業係
TEL：076-444-3249

■ スタンドバイ・クレジット制度（日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度）

スタンドバイ・クレジットは、債務保証と同様の目的のために発行される信用状です。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援します。

(株)日本政策金融公庫
富山支店中小企業事業
TEL：076-442-2483

■ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

富山県信用保証協会
TEL：076-423-3171

■ 投資による支援措置

- (1) 起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うファンドです。主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。
- (2) 自己資本の充実とその健全な成長発展を図るため、原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。

(1) (独)中小企業基盤整備機構
ファンド事業部ファンド企画課
TEL：03-5470-1672
(2) 名古屋中小企業投資育成(株)
TEL：052-581-9541 (本社)

■ 販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

(公財) 富山県新世紀産業機構
(富山県中小企業支援センター)
TEL：076-444-5605

※その他の支援策については、富山県経営支援課のホームページをご覧ください。